

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成27年2月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第3号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請)

第2条 法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請は、別に定める様式による認可申請書に、法第18条第1項及び省令第15条第1項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 申請をする者の登記事項証明書並びに役員及びその長の住民票の写し
- (2) 開設する日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (3) 定款又は寄附行為
- (4) 定款又は寄附行為に定める手続を経たことを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可の申請)

第3条 法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可の申請は、別に定める様式による認可申請書に、法第18条第1項及び省令第17条に規定する書類のほか、定款又は寄附行為に定める手続を経たことを証する書類その他知事が必要と認める書類を添えてしなければならない。

(幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請)

第4条 法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請は、別に定める様式による認可申請書に、法第18条第1項及び省令第18条に規定する書類のほか、次に掲げる書類（変更前の設置者に係るものにあつては、第4号に掲げるものに限る。）を添えてしなければならない。

- (1) 申請をする者の登記事項証明書並びに役員及びその長の住民票の写し
- (2) 変更しようとする日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (3) 定款又は寄附行為
- (4) 定款又は寄附行為に定める手続を経たことを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(幼保連携型認定こども園の目的等の変更の届出)

第5条 省令第15条第2項の規定による変更の届出（法第17条第1項の認可を受けた者が省令第15条第1項各号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。）は、別に定める様式による届出書に、定款又は寄附行為に定める手続を経たことを証する書類その他知事が必要と認める書類を添えてしなければならない。

(軽微な変更)

第6条 省令第28条第1号の知事が定める数は、同号に規定する利用定員の10分の1に相当する数とする。

2 省令第28条第2号の知事が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育及び保育に従事する者の数（教育及び保育に従事する者の数を増加させようとする場合に限る。）
- (2) 学級数

(報告の方法等)

第7条 省令第29条の知事の定める日は、5月31日とする。

2 省令第29条第2号の知事が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の配置の状況
- (2) 配置している職員が有する保育士の資格等の状況
- (3) 保育室又は遊戯室、屋外遊技場、調理室その他の施設及び設備の状況
- (4) 教育及び保育の内容
- (5) 教育及び保育に従事する者の資質の向上等のための取組の状況
- (6) 子育て支援事業の実施状況
- (7) 前各号に掲げるもののほか、認定こども園の管理、運営等の状況であって知事が必要と認めるもの
(申請書、届出書等の様式)

第8条 法及び省令の規定により提出する申請書、届出書等は、第2条から第5条までに規定するもののほか、別に定める様式によらなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第9条の認可の手続その他の行為は、この規則の施行の前においても、第2条、第4条、第5条及び第8条の規定の例により行うことができる。